


所管部課	福祉部福祉推進課	部長	吉沢 寿子	
件名	平成27年度東大和市臨時福祉給付金支給事業実施要綱の一部を改正する要綱について		区分	
関係事項	条例規則			
	部課機関			
1. 要旨				
<p>ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第121号）等が施行されたことに伴い、平成27年度東大和市臨時福祉給付金支給事業実施要綱に引用している条項にずれが生じることから、平成27年度東大和市臨時福祉給付金事業実施要綱の一部を改正するものである。</p> <p>(1) 改正内容 別記（第2条及び第8条関係）1支給対象者（2）ウ中「第15条第2項」及び「第7条第3項」を「第15条第3項」に改める。</p> <p>(2) 施行日 市長決裁日。</p> <p>(3) 影響及び効果 実質的な影響はない。</p>				
2. 経過（現時点に至るまでの経過）				
<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年10月1日 ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律等施行に伴う、平成27年度臨時福祉給付金の実施について（平成27年4月13日付け社援発0413第2号厚生労働省社会・援護局長通知）の改正について、厚生労働省より東京都へ通知 ・平成27年10月2日 東京都より区市町村における実施要綱の改正について通知 				
3. 留意事項（問題点等）				
4. 主管部処理案（検討結果等）				
庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。				
5. 審議結果				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。